

令和 6 年度 市民税・県民税の申告について

市民税・県民税は…道路・下水道・公園の整備から教育・福祉の充実にいたる市民に身近で様々な行政サービスを行うために使われています。安全で安心して暮らせるまちづくりのために、できるだけ多くの市民の皆さまに公平に負担していただいています。市民税と県民税をあわせて、一般に住民税と呼ばれています。

◎ 市民税・県民税の申告期間等

申告期限は **令和 6 年 3 月 15 日（金）** です。

申告受付は、市役所課税課で行っていますが、**2 月 16 日（金）** から御殿場市民会館で受付会場を開設しています（※土・日・祝日除く。受付時間：午前 9 時～4 時）。申告会場は大変混みあいますので、混雑緩和のためにも郵送での提出をご利用ください。（郵送提出分は、記入された内容についてお電話で確認させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。）

◎ 申告について

■ **令和 6 年 1 月 1 日現在、御殿場市に住民登録があり、**

前年中所得のない方

A：国民健康保険税等の算定や所得課税証明書等の発行の際に申告が必要な場合があります。

前年中所得のある方

B：税務署へ確定申告をされる方→申告は不要です。

— C：前年中の所得が公的年金等のみの方

① 所得税が源泉徴収されている方（年金の源泉徴収票の源泉徴収税額欄に数字のある方）は、**確定申告**をすれば所得税の還付を受けられる可能性があります。※**確定申告をした場合は、別途市・県民税の申告をする必要はありません。**

※前年中の公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、その他の所得金額が 20 万円以下の方は、『**確定申告書**』を提出する必要がありません。（ただし、所得税の還付を受ける場合には提出できます。）

② 上記以外の方で年金支払先に「扶養親族等申告書」を提出し、社会保険料がすべて年金から差し引きされていて、生命保険料や地震保険料等の支払いのない方は、**市・県民税の申告は不要**です。

③ 上記①～②以外で確定申告をされない方でも、扶養の状況が変更になった場合、ご自身で納付書払いまたは口座振替で納めている社会保険料がある場合、生命保険料や地震保険料等の支払いがある場合は、**市・県民税の申告**をしてください。

— D：上記 A～C に該当しない方

E：前年中の所得が給与所得のみの方

① 勤務先が 1 か所の方は、確定申告および市・県民税申告は**不要**です。

ただし、次の場合は**確定申告**をすれば所得税の還付を受けられる可能性があります。

ア 令和 5 年の途中で退職し、その後就職せず、年末調整を受けなかったとき

イ 医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除等を受けるとき

また年末調整で申告しなかった各種控除を受けるとき

② 以下、ウ・エのどちらかひとつでも当てはまる方は**確定申告が必要**です。

ウ 収入金額が 2 0 0 0 万円以上

エ メイン以外に副業分や退職分（職場に報告していないもの）が 2 0 万円以上ある方

③ 上記①②以外の方は、**市・県民税の申告**をしてください。（確定申告をした方が有利な場合もあります。お問い合わせください）

— F：事業（営業、農業）所得、不動産所得のある方および複数（給与と年金等）の所得のある方

※上記 F に該当する方は、原則として申告の義務があります。

① 所得税を納税する必要がある方・控除等によって還付になる方は、**確定申告**をしてください。

② 上記①以外の方は、**市・県民税の申告**をしてください。

◎ 申告に必要なもの

1、給与所得者および年金所得者は、支払者が発行する源泉徴収票（源泉徴収票が無い場合は、支払者の証明書等）

2、事業所得者および農業・不動産等の所得者は、帳簿書類等収入金額や必要経費がわかるもの

3、各種所得控除に必要な証明書、領収書等

※ 上記 1～3 は令和 5 年 1 月～12 月までの分

4、個人番号（マイナンバー）を申告書に記載し提出する場合、個人番号の確認と本人確認を行います。番号の確認書類（個人番号カード、通知カード、住民票等）および身元の確認書類（個人番号カード、免許証、健康保険証等）の原本提示または写しの提出が必要となります。※本人の代理人が申告する場合、申告者本人の個人番号の確認書類のほか、代理人の方の身元の確認書類および委任状が必要です。

◎ 市民税・県民税についての問い合わせ先

御殿場市役所 課税課

☎412-8601 御殿場市萩原 4 8 3 番地

☎0550-82-4129

◎ 所得税確定申告についての問い合わせ先

沼津税務署

☎410-8686 沼津市米山町 3 番 3 0 号

☎055-922-1560

【申告書の記載について】 申告書は表裏両面あります。該当する箇所に入力し、添付書類は裏面に貼付してください。

令和 6 年度	市民税	表
(宛先) 御殿場市長	現住所	1月1日現在の住所・氏名・生年月日・電話番号を必ず記入してください。
〒	静岡県御殿場市	氏名
フリガナ	明大昭平	電話番号
年 月 日 提出	氏 名	個人番号

3 所得から差し引かれる金額に関する事項	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
① 社会保険料控除				
② 生命保険料控除				
③ 地震保険料控除				
④ 雑損控除				
⑤ 医療費控除				
⑥ 扶養親族				
⑦ 寡婦控除				
⑧ ひとり親控除				
⑨ 勤労学生控除				
⑩ 障害者控除				
⑪ 基礎控除				
⑫ 合計				
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除			
⑬ 生命保険料控除				
⑭ 地震保険料控除				
⑮ 寡婦、ひとり親控除				
⑯ 勤労学生、障害者、前払配当者(特別)控除				
⑰ 扶養控除				
⑱ 基礎控除				
⑲ 合計				
5 給与・公的年金等にかかる所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法				
① 給与・年金等(特別徴収)				
② 自分で納付(普通徴収)				

※ 収入金額や所得金額、控除の支払金額は1円単位まで記入してください。

※ 「1 収入金額等」「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」をご記入ください。「2 所得金額」「4 所得から差し引かれる金額」は添付書類があれば未記入でもかまいません。

6 給与所得の内訳	月	日	日	収入金額	社会保険料
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
小計					
給与計					
合計					
事業所名					
電話番号					
事業所住所					
源泉徴収票を添付された方は記入する必要はありません。					
7 事業・不動産所得に関する事項	所得の種類	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
8 配当所得に関する事項	配当の種類	収入金額	必要経費	必要経費	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項	種 目	収入金額	必要経費		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
10 必要経費	必要経費	源泉所得(収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額(源泉所得-特別控除額)	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
11 別居の扶養親族等に関する事項	氏 名	個人番号	住 所	国外居住	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
12 所得金額調整控除に関する事項	氏 名	生年月日	続 柄	特別障害者等に該当する場合	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13 事業税に関する事項	事業税所得など	事業税所得	事業税所得	事業税所得	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					